

# 政治・経済

## (問題)

2020 年度

〈R02143212〉

### 注意事項

1. 試験開始の指示があるまで、問題冊子および解答用紙には手を触れないこと。
2. 問題は 2 ～ 9 ページに記載されている。試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚損等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせること。
3. 解答はすべて、H B の黒鉛筆または H B のシャープペンシルで記入すること。
4. マーク解答用紙記入上の注意
  - (1) 印刷されている受験番号が、自分の受験番号と一致していることを確認したうえで、氏名欄に氏名を記入すること。
  - (2) マーク欄にははっきりとマークすること。また、訂正する場合は、消しゴムで丁寧に、消し残しがないようによく消すこと。

マークする時	<input checked="" type="radio"/> 良い	<input type="radio"/> 悪い	<input type="radio"/> 悪い
マークを消す時	<input type="radio"/> 良い	<input type="radio"/> 悪い	<input type="radio"/> 悪い

5. 記述解答用紙記入上の注意
  - (1) 記述解答用紙の所定欄(2カ所)に、氏名および受験番号を正確に丁寧に記入すること。
  - (2) 所定欄以外に受験番号・氏名を記入した解答用紙は採点の対象外となる場合がある。
  - (3) 受験番号の記入にあたっては、次の数字見本にしたがい、読みやすいように、正確に丁寧に記入すること。

数字見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- (4) 受験番号は右詰めで記入し、余白が生じる場合でも受験番号の前に「0」を記入しないこと。

(例) 3825 番⇒

万	千	百	十	一
	3	8	2	5

6. 解答はすべて所定の解答欄に記入すること。所定欄以外に何かを記入した解答用紙は採点の対象外となる場合がある。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答をやめ、筆記用具を置き解答用紙を裏返しにすること。
8. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出すること。

## I 次の文を読んで、あとの問いに答えよ。

憲法第 21 条第 1 項は「言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定する。(1) 政府が法律等を通じて表現活動を規制することもあるが、(2) 憲法が表現の自由を保障している以上、政府にはそうした規制の正当化が求められる。言い換えれば、どのような公共の利益を実現するためにそうした規制が必要なのかを説明しなければならない。

正当化が十分になされているか否かについては、裁判所による **A** が行われる。そこでは、表現の自由をはじめとする精神的自由が規制されている場合、他の自由、たとえば (3) 経済的自由が規制されている場合に比べて、裁判所は正当化の成否をより立ち入って、厳格に判断すべきだという考え方が受け入れられている。**B** といわれる考え方である。とくに表現の自由に関して、表現の自由には **C** 地位が認められるといわれる。こうした考え方をなぜ受け入れるべきかに関する説明の一つは、次のようなものである。

日本を含めて近代立憲主義に立脚する諸国家では、国民によって選挙される議会が法律を制定し、国の組織や権力行使のあり方を定める。そうした法律の中には、多くの人々が賛同する正当なものもあれば、国民の権利や利益を不当に制約するものもある。議会の制定する法律は、マスメディアを含めた世論の吟味を受け、その評価は、数年ごとに行われる国政選挙を通じて、議会の構成に反映される。この民主的な政治過程が良好に機能している限り、不当な法律は次第に除去されていく。**A** 権を行使する (4) 裁判所も、原則としては、民主的な政治過程の結論を見守っていけば足りる。

しかし、表現の自由が不当に制約されると、この民主的な政治過程の働き自体が損なわれる。(5) 政治過程の働きを損なう法律は、政治過程に任せたままでは除去されることは期待できない。したがってそのときは、この政治過程から独立した立場にある裁判所が積極的に正当化の成否を判断し、民主政治の機能不全を起しかねない法律を無効とし取り除く必要がある。(6) 国政選挙において地域ごとの選出議席の配分に偏りがあるために、一票の較差がもたらされている場合も、裁判所は積極的に介入してその是正を求める必要がある。

こうした裁判所の活動の結果、民主的な政治過程の正常な機能が回復し維持されることになる。この説明は、国民主権の憲法の下で裁判所による **A** が果たすべき役割を明確にすることにも役立つ。

問 1 空欄 **A** ～ **C** にそれぞれ入る適切な語句を記述解答用紙の所定欄に記入せよ。

問 2 下線部 (1) の実際の例として最も不適切と思われるものを下記の 1 ～ 5 の中から 1 つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 日本を非難する外国の大使館の建物に生卵を投げつける行為を罰する。
- 2 特定の政党を宣伝するポスターを他人の家の壁に勝手に貼る行為を罰する。
- 3 公道でデモ行進する際に道路一杯に広がって交通を麻痺させる行為を罰する。
- 4 内閣総理大臣を誹謗中傷する行為を一般市民を誹謗中傷する行為より重く罰する。
- 5 中学生の裸体の写真を撮ってインターネット上に公開する行為を罰する。

問 3 下線部 (2) に関連して、表現の自由を保障するために憲法が明文で定めていることとして最も適切なものを下記の 1 ～ 5 の中から 1 つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 国及びその機関による宗教的活動の禁止
- 2 選挙における投票の秘密
- 3 国民の知る権利の保障
- 4 性別による差別の禁止
- 5 検閲の禁止

問4 下線部(3)の実際の例として最も不適切と思われるものを下記の1～5の中から1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 街の景観を保つために、マンションなどの建物の高さを一定以下に制限する。
- 2 他人の訴訟を代理するには、司法試験に合格して弁護士資格を備えることを求める。
- 3 ダム湖に水没する予定の土地を、損失を補償するかわりに強制的に収用する。
- 4 私立病院の新設にあたって、その選挙区選出の国会議員に政治献金するよう求める。
- 5 競争関係にある企業間で価格協定を締結することを禁止する。

問5 下線部(4)に関連して、民主的な政治過程が良好に機能している限り、裁判所に政治過程の結論の積極的な是正を求めるべきでない理由として、最も適切なものを下記の1～5の中から1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 裁判官は内閣によって任命されるので、政治過程の結論を否定的に評価すると内閣から政治的圧力を受けるおそれがあるため
- 2 裁判官は世間の常識にうといので、国民の選良である見識ある議員の審議の結果に口をさしはさむべきではないため
- 3 裁判官自身も選挙での投票等を通じて民主的な政治過程に参加しており、その結論が不当であったとしても、責任は自分たちにもあるため
- 4 報酬を含めて身分や待遇を厚く保障されている裁判官が法律の当否について判断を示すと、世間のそしりや妬みを受けやすいため
- 5 民主的な政治体制の下では、国民によって選任されていない裁判官は、民主的な政治過程の結論に敬意を払うべきであるため

問6 下線部(5)に関連して、憲法上の権利にかかわる法律であって、民主的な政治過程の働きを通じては除去されにくいものの例として、適切と思われるものの組み合わせを下記の1～5の中から1つ選び、マーク解答用紙の回答欄にマークせよ。

- ア 国内の空港を利用して旅行する人すべてから高額の空港利用税を徴収する制度
- イ 平穏に社会生活をおくっている定住外国人を国外に退去させる制度
- ウ 先住民族の独自の文化を維持・振興するために財政的に支援する制度
- エ 政権与党の政策を批判的に報道するメディアに放送局の免許を与えない制度
- オ すべての国民に番号を付けて各人の所得を綿密・正確に把握する制度

- 1 アとウ      2 イとエ      3 ウとオ      4 エとア      5 オとイ

問7 下線部(6)に関連して、国政選挙において地域ごとの選出議席の配分に偏りがある場合、なぜ裁判所の積極的な介入が求められるのか。その理由を150字以内で記述解答用紙の所定欄に記述せよ。

## II 次の文を読んで、あとの問いに答えよ

国会議員には、日本国憲法上、3つの特権ないし特典が保障されている。すなわち、**A** 受領権(第49条)、不逮捕特権(第50条)、**(a)** 免責特権(第51条)の保障である。

一般に憲法とは、国家権力を制限するための基本的ルールを定めたものと説明される。その憲法が、国家権力の一部を成す**(b)** 国会の権限を定めることにとどまらず、国会議員に対して上記の特権ないし特典を保障しているのはなぜだろうか。不逮捕特権に関していえば、日本国憲法第50条において、国会議員は**(c)** 国会の会期中、原則として逮捕されないと定められている。一般国民の場合、刑法等に定められた罪を犯せば逮捕されることは、当然ありうる。したがって、不逮捕特権は、国民が当然に負うその負担を国会議員に対しては免除できるという、いわば特別扱いを認めるものである。

そのような特別扱いが憲法の一内容として正当化されてきたのは、近代ヨーロッパにおいて立憲主義が確立され、議会制度が定着するに至る段階以前の議会と国王権力との関係を背景としている。立憲主義が確立される以前のヨーロッパにおいて、国民を支配する権力をもつ国王からすれば、**(d)** 議会は、国民の意思を代表するという名目の下に国王の権力を制限しようとする、あるいは国王が元々もっていた権力を自分のものにする、極めて厄介な存在であった。したがって、議会の議員は、国王権力によって政治的理由に基づき不当逮捕される危険に晒されていた。ヨーロッパ諸国における立憲主義の確立後、かかる危険から議員の身体を保護し、議員の政治活動に対する障害を除去することをもって、議会の円滑な活動を可能にする必要性から、議員の不逮捕特権が憲法の中に明記されるに至ったのである。

このように、議員の不逮捕特権は、**(e)** 議会が国民代表機関であるということを前提に、逮捕権限が濫用される危険性に対処し、議員個人ないし議会全体の円滑な職務遂行や権限行使を確保することを本来の目的として保障されるものである。したがって、その本来の目的から逸脱した不逮捕特権の保障は正当化されないと考えるべきである。実際、**(f)** 日本の国会法の中では、不逮捕特権の保障に対する例外が定められている。

以上のような歴史的背景をもった不逮捕特権の保障を現代国家においても維持すべきか、疑問も提起されている。日本国憲法第33条では、逮捕についての**B** 主義が定められている。これは逮捕という刑事手続が裁判所の関与を通じて慎重に進められることを意味しており、そうである以上、議員に対して政治的理由に基づく不当逮捕が行われるおそれは少ないのではないかと考えることもできる。もちろん、日本国憲法第33条によって、議員に対する不当逮捕の可能性がゼロになることが保証されるわけではない。しかし、近代以降、世界の少なからぬ地域において立憲主義が確立・定着し、それに伴い**(g)** 行政権の組織・運営が民主化されてきた過程に鑑みると、現代における議員の不逮捕特権の重要度は低減してきているといえるのではないかと。

問1 空欄**A**、**B**にそれぞれ入る適切な語句を記述解答用紙の所定欄に記入せよ。

問2 下線部(1)に関する説明として最も適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 この特権は、演説・討論・表決に関して国会議員の責任が議院の外で問われないことを保障するものであり、各議院が国会議員を懲罰の対象とすることを妨げるものではない。
- 2 この特権における免責の内容は、演説・討論・表決を理由として国会議員の刑事上の責任を問うことは許されないということであり、損害賠償責任等の民事上の責任を国会議員に対して問うことの禁止を含むものではない。
- 3 この特権により免責の対象となるのは、議院内で国会議員が行った演説・討論・表決であり、地方公聴会における発言など、議院の外で国会議員の活動として行われた演説などは免責の対象とはならない。
- 4 この特権により国会議員が免責されるのは、演説・討論・表決の内容が国会議員の権利や利益に関わる場合であり、国民の権利や利益に関わる演説・討論・表決については、この特権の保障は及ばない。

- 問3 下線部(2)に関する説明として最も不適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。
- 1 国会の各議院に提出された法律案が法律となるためには、原則として両議院での可決が必要である。
  - 2 国会の各議院は、国政調査権を有しているため、裁判所が下した判決の当否を判断するための調査を行うことができる。
  - 3 国会は、裁判官の罷免の可否を決定する弾劾裁判所を設置することができるが、裁判官を弾劾裁判所に訴追するか否かを決定することも、国会の権限に属する。
  - 4 国会は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、憲法改正を発議することができる。

問4 下線部(3)に関して、次の問いに答えよ。

(i) 日本国憲法において毎年1回の召集が定められている国会を何というか。記述解答用紙の所定欄に記入せよ。

(ii) 内閣が必要と認めたとき、または、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があったときに召集される国会を何というか。記述解答用紙の所定欄に記入せよ。

問5 下線部(4)に示される、ヨーロッパにおける議会制度の確立過程からの影響を受け、日本国憲法において国会の立法手続により規律されることになっている事項の組み合わせを1～6の中から1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- ア 皇室典範の内容
- イ 国の交戦権が行使されるための要件
- ウ 国会議員の任期
- エ 租税の賦課

- 1 アとイ    2 アとウ    3 アとエ    4 イとウ    5 イとエ    6 ウとエ

問6 下線部(5)に関して、日本国憲法上、国会が国民代表機関であるということについての説明として最も適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 国会は、他の国家機関に指揮・命令することができるという意味で、国権を統括する地位にある。
- 2 国会は、他の国家機関の関与を必要とすることなく、単独で法律を制定することができる。
- 3 国会議員は、自分を選出した選挙区の有権者の利害をできるだけ国政に反映させるべきである。
- 4 国会議員は、国民全体の福利に適合した統一的な国家意思の形成をめざすべきである。

問7 下線部(6)に関して、不逮捕特権の例外の趣旨に即した事例として最も不適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

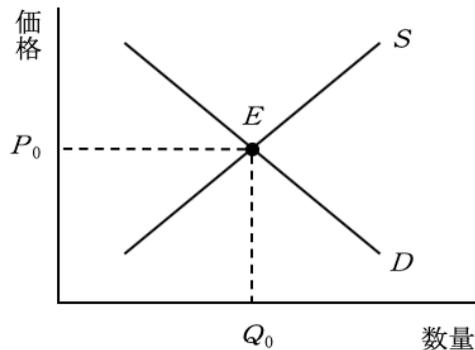
- 1 国会外において飲酒により酩酊した議員が、衆人環視の中で他人に暴行を加えたため、現行犯逮捕された。
- 2 国会内において議員が、委員会の審議中に、自分が反対する法律案の採決に入ろうとする委員長に詰め寄り、委員長ともみ合いになったため、内閣総理大臣から出動要請を受けた警察官に逮捕された。
- 3 収賄の容疑をかけられた議員について、所属議院が、国会の会期中に、その容疑に十分な理由があると判断し、当該議員の逮捕を認めた。
- 4 収賄の容疑をかけられた議員について、所属議院が、国会の会期中に、ある委員会の審議に当該議員が出席する必要があることを理由に、当該議員の逮捕を認めなかった。

問8 下線部(7)に関して、日本国憲法において行政権の組織・運営が民主化されていることについての説明として最も不適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 天皇は、憲法が定める国事行為のみを行い、国政に関する権能をもたない。
- 2 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯責任を負う。
- 3 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で指名される。
- 4 内閣が国会に法律案を提出するに際しては、内閣法制局による審査を経なければならない。

### Ⅲ 次の文を読んで、あとの問いに答えよ。

現代の経済は「混合経済」とよばれ、民間部門と公的部門が併存し、市場経済を基本にしながらも、必要に応じて政府が市場に介入することで経済の円滑化がはかられている。



経済学では、(1)完全競争市場において **A** の効率性が実現すると考える。たとえば、上図では、需要曲線  $D$  と供給曲線  $S$  の交点  $E$  において市場は均衡し、 $Q_0$  の生産水準のもとで **A** は効率化する。生産水準が  $Q_0$  より多くても少なくとも **A** は非効率になる。同じ図において、(2)何らかの要因によって需要曲線や供給曲線がシフトすれば市場均衡も変化する。当然のことながら、(3)規制や課税などの政府による介入も市場に影響を与える。

ところで、市場はつねに万能というわけではない。実際に、ほとんどの市場は(4)不完全競争市場である。ある経済主体の活動が第三者に影響をおよぼし、外部経済や外部不経済が生じることもある。また、(5)公共財の供給を市場に委ねた場合、その供給量は最適な水準以下になってしまう。これらは「市場の失敗」とよばれ、**A** が非効率な状態を改善するために、政府には課税や補助金などを用いて市場への積極的な介入が要請されることがある。

加えて、市場において所得分配の **B** が実現するとはかぎらない。基本的には人びとがどれだけ生産に貢献したかによって所得が分配される。しかし、ときには社会が容認できないような(6)所得格差や貧富の差が生じる。同時に社会的弱者の存在も忘れてはならない。政府は税や補助金などを用いて所得再分配を行っている。

問1 空欄 **A**、**B** にそれぞれ入る適切な語句を記述解答用紙の所定欄に記入せよ。

問2 下線部 (1) に関して、完全競争市場の説明として最も不適切なものを以下のうちから1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 小規模の消費者が多数存在する。
- 2 小規模の生産者が多数存在する。
- 3 同質財が取引される。
- 4 一物一価が成立する。
- 5 個々の経済主体はプライス・メイカーになる。

問3 下線部 (2) に関して、需要曲線と供給曲線のシフトの説明として最も適切なものを以下のうちから1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 人びとが、財の価格が上昇することを予想すると、当該財への需要は減少し、需要曲線は左方にシフトする。
- 2 互いに競合関係にある他財の価格が下落すると、当該財の需要は増加し、需要曲線は右方にシフトする。
- 3 互いに補完関係にある他財の価格が上昇すると、当該財の需要は増加し、需要曲線は右方にシフトする。
- 4 賃金の上昇や円安に伴う原油価格の上昇など生産費用が高騰すれば、供給曲線は左方にシフトする。
- 5 新たな生産技術の開発、既存の生産技術の改良など技術進歩が生じれば、供給曲線は左方にシフトする。

問4 下線部(3)に関して、文中の図にもとづく記述として最も適切なものを以下のうちから1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 農産物の価格支持政策のように、政府が $P_0$ より高い価格水準で下限規制を行う場合、市場には慢性的な超過需要が発生し、取引量は $Q_0$ より多くなる。
- 2 公共料金が騰貴することを防ぐために、政府が $P_0$ より低い価格水準で上限規制を行う場合、市場には慢性的な超過供給が発生し、取引量は $Q_0$ より少なくなる。
- 3 市場への参入を規制するために、政府が $Q_0$ より少ない水準に生産量を抑制した場合、市場における取引価格は $P_0$ より高くなる。
- 4 政府が生産者に対して財1単位あたり一定額の物品税を課す場合、供給曲線は物品税分だけ上方にシフトし、税抜き価格は $P_0$ で不変であるが、市場価格は $P_0$ より高くなる。
- 5 政府が財1単位あたり一定額の生産補助金を交付する場合、供給曲線は補助金分だけ上方にシフトし、市場価格は $P_0$ より高くなる。

問5 下線部(4)に関して、不完全競争市場に関連する説明として最も適切なものを以下のうちから1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 ビールや自動車などは寡占市場にあたり、ごく少数の企業がプライス・テイカーとして行動する。
- 2 下請法は独占禁止法を補完するものと位置づけられ、下請事業者の保護などを目的とする。
- 3 固定費用が巨額になる電力・ガス・鉄道などの公益事業は費用逦増産業として知られ、生産拡大にともなって単価が逦増する特徴をもち、自然独占の状態に陥る。
- 4 公正取引委員会および証券取引等監視委員会は、独占禁止法を運用する目的で設置された行政委員会である。
- 5 規制緩和の流れを受けて、独占禁止法では、持株会社の設立を解禁するとともに、再販売価格維持が認められてきた書籍や新聞などの特例扱いを廃止した。

問6 下線部(5)に関して、その理由を100字以内で記述解答用紙の所定欄に記入せよ。

問7 下線部(6)に関して、次の問いに答えよ。

(i) 所得分布をもとに所得格差や貧富の差を示す指標として用いられるものはどれか。最も適切なものを以下のうちから1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- |              |              |            |
|--------------|--------------|------------|
| 1 エンゲル係数     | 2 ジニ係数       | 3 需要の所得弾力性 |
| 4 ハーフインダール指数 | 5 マーシャルの $k$ |            |

(ii) 政府は国民に最低限の生活水準を保障すべきであるという考え方がある。この考え方にあたる最も適切なものを以下のうちから1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 インカム・ゲイン   | 2 ナショナル・インカム | 3 ナショナル・ミニマム |
| 4 ノーマライゼーション | 5 ミニマム・アクセス  |              |

#### IV 次の文を読んで、あとの問いに答えよ。

日本では、少子高齢化が進み、人口減少の局面に入っている。少子化の指標となる **A** が 1.4 を超えたあたりで推移している一方、高齢化の指標となる **B** 歳以上の老年人口の割合は、既に 25 % を超えており、2065 年には 38.4 % にもなると推計されている。同年には人口が 9000 万人を割り込むことが予想されている中で、どのような対応が求められるのだろうか。

少子高齢社会や人口減少社会の本格的な到来は、**(a) 日本の社会保障制度** に大きな影響を及ぼすと考えられている。社会保障は、金銭やサービスなどを給付する仕組みであり、給付を行うためには財源が必要である。すなわち、社会保障は、基本的に誰かが財源を負担することによってこそ成り立つ仕組みといえる。そうしたなかで、これまでの日本の社会保障は、**(b) 年金・医療・介護** に象徴されるように、どちらかといえば高齢者を対象とした給付に偏った構造であった。しかしながら、人口の少子化や高齢化は、**(c) 租税や社会保険料** による負担の主な担い手となる現役世代と、高齢者世代との数的なバランスの変化をもたらす。そして、従来のように高齢者に偏った給付構造のままでは、相対的に高齢者世代の割合が大きくなることで、**(d) 将来にわたって持続可能な社会保障制度** を維持できないのではないかという課題が提起されるに至ったのである。

人口減少社会を乗り切るための施策のひとつとして考えられるのが、社会を支える側、すなわち働き手の拡大である。この点に関しては、女性や高齢者の雇用拡大などが議論されている。

このうち、女性の働き方に着目すると、日本の女性の年齢別労働力率の特徴として指摘されてきたのが、**C** であった。近年、改善されてきたとはいえ、まだ 30 歳代を底に、労働力率がいったん下がる傾向がみられる。雇用面における **(e) 男女の平等取扱い** を徹底する必要があることはいうまでもないとしても、それにとどまらず、社会的に「イクメン」が話題になったように、**(f) ワーク・ライフ・バランスの視点を踏まえて、男性も女性も子育てに参加できるような社会** をめざす必要がある。

日本の高齢者は、国際的にみても就労意欲が高いといわれている。意欲のある元気な高齢者が働きやすい雇用環境を整備することは、所得税や社会保険料の負担の面から、社会を支える側を増やすことになると同時に、高齢者自身の生きがいにもつながるだろう。

このほか、働き手を増やすための対応策として、**(g) 外国人労働者の受け入れ** など重要な課題となりつつある。

問 1 空欄 **A** ～ **C** に入る適切な語句または数字を、それぞれ記述解答用紙の所定欄に記入せよ。

問 2 下線部 (1) に関して、日本の社会保障制度のあゆみについての以下の文のうち、最も不適切なものを 1 つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 1958 年国民健康保険法改正により、いわゆる国民皆保険が実現した。
- 2 1959 年国民年金法制定により、いわゆる国民皆年金が実現した。
- 3 1985 年国民年金法改正により、全国共通の厚生年金の仕組みが導入された。
- 4 1997 年介護保険法制定により、公的介護保険制度が実現した。
- 5 2008 年後期高齢者医療制度実施により、75 歳以上の者は同制度に組み入れられた。

問 3 下線部 (2) に関して、年金制度の財政を支える仕組みについての以下の文のうち、最も不適切なものを 1 つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 積立方式の下では、自らが納めた積立金に運用利益を加えて老後に給付を受けるので、少子高齢化が進んでも現役世代の負担に影響の少ない仕組みといえる。
- 2 積立方式の下では、インフレが進行しても給付原資の価値が目減りしにくいので、インフレに対応しやすい仕組みといえる。
- 3 賦課方式の下では、現役世代が納めた保険料が、現在の高齢者への給付にあてられる。
- 4 賦課方式の下では、給与水準の変化に対応しやすく、給与価値の変化を反映しやすい仕組みといえる。

問4 下線部 (3) に関して、租税の意義や役割についての以下の文のうち、最も不適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 日本の所得税は、累進課税となっており、課税対象となる額が大きいほど高い税率となる。
- 2 日本は第二次世界大戦後に、シャウプ勧告に基づく税制改革により、所得税を中心とした税制をとった。
- 3 所得税、法人税は国税に含まれるのに対し、住民税、固定資産税は、地方税に含まれる。
- 4 直接税と間接税の比率を直間比率といい、日本では近年、間接税の割合のほうが高くなっている。

問5 下線部 (4) に関して、財政面で社会保障の持続可能性を高めることに資する施策についての以下の文のうち、最も不適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 患者の医療機関窓口での一部負担金を引き上げる。
- 2 公的年金の保険料率を、毎年段階的に引き下げる。
- 3 公的年金受給者の年金額を、平均寿命の伸びに合わせて毎年徐々に引き下げる。
- 4 薬の効き目(薬効)が同じであれば、安価な薬剤のみを医療保険の適用対象とする。
- 5 介護の必要度の低い高齢者への介護サービスを、介護保険の適用対象からはずす。

問6 下線部 (5) に関して、男女の働き方についての以下の文のうち、最も不適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 1985年に成立した男女雇用機会均等法により、事業主に対し、定年・退職・解雇について女性に対する差別的取扱いを禁止した。
- 2 1997年の男女雇用機会均等法改正により、事業主に対し、募集・採用、配置・昇進について、それまで努力義務にすぎなかった男性との差別を禁止した。
- 3 1997年の労働基準法改正により、女子保護規定につき、時間外労働の上限規制や、休日労働に関する規制を廃止する一方、深夜業は、保健衛生業などを除き、原則禁止とした。
- 4 2006年の男女雇用機会均等法改正により、事業主に対し、妊娠や出産を理由とした不利益取扱いを禁止した。
- 5 2015年に成立した女性活躍推進法は、従業員300人を超える企業に女性の活躍推進に向けた行動計画の策定及び公表を義務付けた。

問7 下線部 (6) に関して、子育てについての以下の文のうち、最も不適切なものを1つ選び、マーク解答用紙の所定欄にマークせよ。

- 1 育児・介護休業法では、原則として子どもが1歳になるまで、保育所に入れない場合は子どもが2歳になるまで、育児休業を取得できる。
- 2 労働基準法では、原則として出産予定日前6週間、出産後8週間の産前産後休業の取得を保障している。
- 3 育児・介護休業法では、パート・派遣社員の育児・介護休業の取得は認められておらず、正社員にのみ認められる。
- 4 雇用保険法では、育児休業期間中、休業前賃金の一定割合を給付する仕組みとして、育児休業給付金を設けている。

問8 下線部 (7) に関して、2018年の出入国管理及び難民認定法改正により創設された新たな在留資格を、記述解答用紙の所定欄に記入せよ。

[以下余白]